|  |  |
| --- | --- |
| 　令和　４年　１１月　２１日　１３時　００分　受理 | 受付順位　１ |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　山根　一　様藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春 |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第88号議案藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例 | １：今条例は、マイナンバー所持者が住民票等の発行を受ける際、現行300円の手数料を10円にひきさげるものである。時限的措置としているが、一度値下げすればよほどの理由がない限り再度300円にする事は不可能で、今後、政府が進める施策により全国民がマイナンバーカードを取得せざるを得なくなった場合、市の住民票等発行手数料年額約3,700万円が純減となる。その他必要となる経費の内容と金額。また、純減となる歳入の補填の見込み。２：制度の実施の理由は、常任委員会（10月19日）と翌日の全員協議会で変更がなされた。現在、議会に示されている理由は「デジタル社会の基盤となるマイナンバーカード取得促進による交付率の向上」である。これ以外の制度実施の理由はあるのか。３：最大の問題は、廃止すべき制度になっている実情を顧みず推進する市の姿勢にある。制度発足当初の交付率は1割程度であったが、当初の目的にはなかったマイナポイントという「アメ」をちらつかせ、しかも5,000円から20,000円へとひきあげ、それでも国民の半数が必要としていない現状は、カードの必要性を感じていない、情報を管理する国を信頼していない理由以外説明がつかないのではないか。そしてとうとう紙の保険証を廃止するという「ムチ」を示したことに対し、多くの国民や医療現場からも強い批判が起きている。こうした制度に対し、市の税金を使う事の市民の理解は得られるのか。 |